

特殊車両取り締まり

～道路の安全を守るために～



7/21(火) 西川町水沢の国道112号で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の取り締まりを行いました。私たちが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する車両は道路法では原則通行が禁止されています。

国土交通省では、道路構造の保全と交通の危険防止のため、定期的に指導・取り締まりを実施しています。

特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ・および総重量のいずれかの一般的制限値を超えた、橋・高架の道路・トンネルなどで総重量・高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには「特殊車両通行許可」が必要になります。

○ トラッククレーン



※一次分解が必要になる場合があります。

○ フルトレーラ



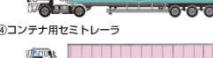
①バン型セミトレーラ



②タンク型セミトレーラ



③帆吊型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



⑤あおり型セミトレーラ



⑥スタンショット型セミトレーラ



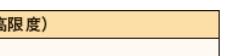
⑦船底型セミトレーラ



タイプI



タイプII



一般的制限値

道路は一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。



		一般的制限値（最高限度）
寸 法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重 量	総重量	20.0t (高速自動車国道または重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t:隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未満 19.0t:隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t:隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上
	輪荷重	5.0 t

取り締まりのようす



マットスケール



マットスケールに車体を乗せ
総重量を測定

車体の高さ・幅・長さを測定し、通行許可証を確認
許可内容と車両・通行経路に違いが無いか細かく調べます



特殊車両で通行する場合は『特殊車両通行許可』をとり、安全に通行しましょう。

国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください！

~明日をひらく 人とともに 地域とともに~



国土交通省
山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所
(住所)〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1
(TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchosagaeiji/>

国土交通省 山形県内情報サイト
(幹線国道ライブカメラなど)

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>



道路の異状を発見したら
道路緊急ダイヤル 全国共通24時間受付無料 #9910
#から始まる
この番号へ